

# 共済事務の手引き

令和7年9月

小樽市勤労者共済会

# はじめに

小樽市勤労者共済会の目的は、勤労者相互の助け合いによる福利厚生の上昇にあります。結婚や出生、就学等のおめでたいことや、交通事故や疾病などのアクシデントが発生したとき、少しでも助けになるのが共済制度です。

単独の職場では不可能なこの制度も多く事業所が参加することにより、可能になります。相互扶助の精神に基づき、協力して力を発揮していくことにより、この制度は充実されていきます。

また、各事業所においてこの制度を活用していくことにより従業員の定着と企業の健全な発展に寄与できるものと考えております。

この「共済事務の手引き」は、当共済制度に加入している事業所の共済事務を担当される方のために作成したものです。

いつも手元に置き、手軽に御利用いただければ幸いです。

なお、編集にあたっては、内容の充実に努めましたが、不十分な点もあろうかと思っておりますので、お気づきの点がありましたら事務局まで御連絡願います。

小樽市勤労者共済会  
理事長 渡邊 幸生

## 目 次

1. 加 入	.....	1
一問一答（1）	.....	2
2. 会 費	.....	3
3. 追加加入・退会・変更	.....	4
4. 給付事業	.....	5
●事業の概要	.....	5
●給付金認定基準	.....	7
（別表）給付金給付事業一覧	.....	11
一問一答（2）	.....	12
5. 福利厚生事業	.....	14
●事業の概要	.....	14

# 1. 加 入

## (1) 加入できる方

小樽市内の事業所に勤務する従業員及び事業主の方です。

パート・アルバイトの方も入会できます。

ただし、1年未満の期間を定めて雇用する方は入会できません。

なお、加入は原則として事業所単位又は親睦会単位です。年齢制限はありません。

## (2) 加入の手続き

次の①～②の書類に必要事項を記入・捺印し、事務局へ提出してください。

- ① 入会申込書（1号様式） … 1部
- ② 会員カード（4号様式） … 加入人数分

## (3) 加入の承認

加入が承認されますと、次の書類を事業所あてに送付します。

- ・入会通知書（3号様式）
- ・小樽市勤労者共済会会員証
- ・かもめ通信【保存版】
- ・施設利用助成券
- ・共済事務の手引き

【諸手続きに必要な書類一式】

- ・会員異動届（2号様式）
- ・会員カード（4号様式）
- ・給付金請求書（5号様式）
- ・各種助成金請求書
- ・変更届

## 一 問 一 答 (1)

問1 小樽市外から市内の事業所に通勤している従業員等は、会員になれますか？

回答 主たる事業所が小樽市内にある場合には加入できます。

問2 常時勤務する従業員を加入させなかったりしてもよろしいですか？

回答 従業員間で福利厚生に差が生じるため好ましくありませんが、事業所の都合等により、一部の従業員のみ加入している場合もございます。

問3 市内に事業所の本社があり、市外にその支店や営業所がある場合、支店や営業所の従業員も含めて加入できますか？

回答 加入できます。

問4 協同組合の事務局職員は会員になれますか？

回答 会員になれます。

問5 共済会に加入後、事業所が中小事業所基本法に規定する範囲を超える大企業所になったときは退会しなければなりませんか？

回答 退会する必要はありません。

問6 パートタイマーやアルバイトの人を加入させてもよろしいですか？

回答 積極的に御加入ください。ただし、1年未満の期間を定めて雇用する方は加入できません。

## 2. 会 費

### (1) 会費の納入

会員（事業所）は、加入月に会員1人につき、それぞれ入会金100円と月600円の会費を口座振替で納入するか、指定の金融機関（又は共済会事務局）に納入してください。（追加加入の場合も同じです。）

会費は事業所ごとに全会員分を一括して納入してください。月の途中で退会したときは、原則、その月分の会費はお返しできませんので御了承願います。

また、会費を理由なく3ヶ月以上滞納しますと会員の資格を失うことがありますので、御注意ください。

### (2) 納入方法

#### ①口座振替

北海道信用金庫又は北陸銀行の小樽市内の各支店。

入会時に、預金口座振替依頼書（事務局に書類あります。）を提出していただきます。

#### ②口座振込による払込

共済会事務局から請求書を発行し、指定口座にお振込していただきます。

ただし、振込手数料は御負担いただきます。

#### ③現金による払込

共済会事務局から請求書を発行し、共済会事務局に現金を持参していただきます。

※できるだけ、①口座振替での納入をお願いしています。（振替手数料はかかりません。）

### (3) 納入期限

当月分の会費は、前月の末日までが納入期限となり、前納制になっています。

お早めの納入をお願いいたします。（例：4月分は3月31日が納入期限）

口座振替の場合：前月の末日が引落日となりますが、末日が土、日、祝日又は金融機関の休業日の場合は、翌営業日になります。

### (4) 会費の負担

会費は、共済事業の趣旨からも可能な限り、事業主の方が御負担ください。

※事業主の方が負担した入会金・会費は事業所の福利厚生費として税法上の損金（法人税法第22条第3項）、または必要経費（所得税法第37条第1項）として計上することができます。

### 3. 追加加入・退会・変更

#### (1) 会員の追加加入

事業所において会員を追加加入するときは、次の書類を事務局へ提出してください。

- ・会員異動届（2号様式）
- ・会員カード（4号様式）

#### (2) 退 会

会員が退職、死亡、その他の理由で会員資格を失ったときは、直ちに会員異動届に必要な事項を記入し、会員証を添えて事務局に提出してください。

※定年退職者、月末退職予定者がいる場合には、事前（毎月10日まで）に会員異動届を提出してください。

#### (3) 会員氏名、住所等の変更

次の事項に変更が生じたときは、速やかに事務局まで御連絡ください。

- ① 会員の住所、氏名、同居家族（会員異動届にて）
- ② 事業所の名称、所在地、電話番号、代表者氏名（変更届にて）

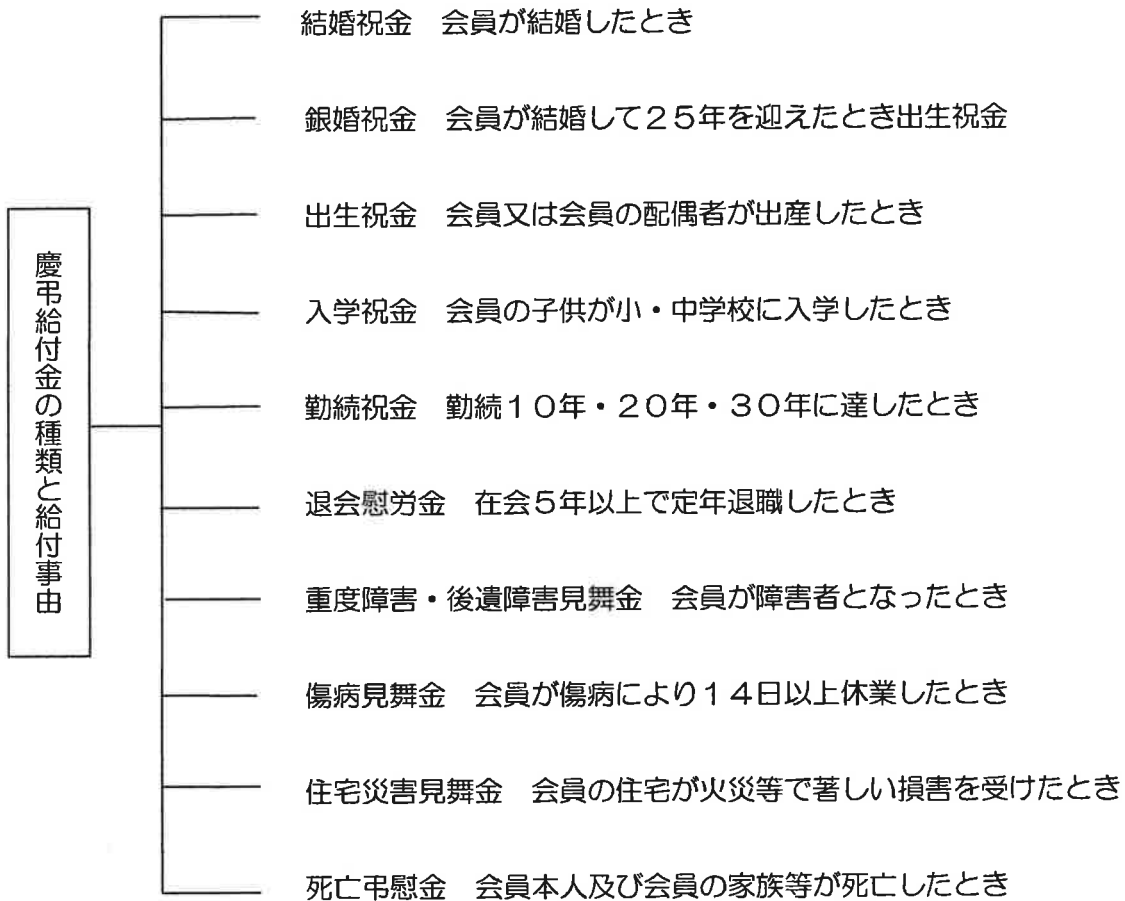
## 4. 給付事業

### ● 事業の概要

会員に対して、結婚祝金、銀婚祝金、勤続祝金、退会慰労金、重度障害・後遺障害、傷病や災害の見舞金を支給します。

また、会員や会員の配偶者が出産したとき、会員の子が小・中学校に入学したとき、会員や会員の家族等が亡くなったときに給付金給付事業一覧（11ページ）のとおり、慶弔給付金を会員（会員が亡くなったときは遺族）に支給します。

なお、給付要件や金額については、改正されることもありますので、その際は、随時「かもめだより」等でお知らせいたします。



#### (1) 給付金の請求方法

- ① 所定の給付金請求書（5号様式）に事業主証明を経て請求してください。なお、給付事由によっては、他の書類を添付していただくこともあります。  
必要書類は、給付金給付事業一覧（11ページ）に記載してありますが、御不明な点は、事務局にお問い合わせください。（☎0134-32-4111 内線 262）  
なお、『会員本人死亡弔慰金（別途、手引きあり）』『重度障害・後遺障害見舞金』『住宅災害見舞金』の請求は、御準備いただく書類等が多くあり、複雑な為、請求前に事務局に御確認ください。
- ② 給付金の請求は、事由発生日翌日から3年間有効ですが、お早めに御請求ください。

#### (2) 給付金の支払

提出された請求書により、審査し、給付決定したものについて給付金が支払われます。請求書は、毎月10日締めの15日払であり、銀行振込にてお支払いします。  
なお、金融機関休業日等、請求日や件数によって、支払日が前後する場合があります。また、給付金の振込先は原則、事業所とします。

#### (3) 効力

給付金請求の効力は、共済会が入会申込書又は会員異動届を受理した日の属する月の翌月1日の午前零時から発生し、退会を承認した日に消滅します。なお、死亡又は重度障害による場合は、死亡又は重度障害の確定した日に消滅します。

#### (4) 支給の制限

次に該当する場合は、給付金を支給することができません。

- ・会費未納者
- ・偽り、その他の不正行為をしたもの
- ・事務局が会員異動届を受理した日以前に発生した給付事由

#### (5) 給付金の返還

不正行為により給付金を受領したときは、給付金を返還していただきます。

#### (6) 異議の申し立て

給付の決定内容に不服がある場合は、異議の申し立てができます。申し立てができる期限は、決定後、60日以内です。

## ● 給付金認定基準

### 1. 結婚祝金（20,000円）

結婚とは、会員本人を対象とした法律上の婚姻をいい、内縁は含まれません。再婚も含まれます。婚姻届の日以前に退会されていると給付することができませんので御注意ください。

### 2. 銀婚祝金（10,000円）

在会中に会員が銀婚記念日を迎えた場合を対象とします。  
銀婚記念日とは、婚姻届の提出日から25年が経過した日のことをいいます。

### 3. 出生祝金（10,000円）

出生とは、会員とその配偶者（内縁を含む。）の間に生まれた子の出生をいいます。ただし、妊娠7か月以上経過した後に、子が死産した場合及び出生して14日以内に死亡した場合は対象外となります。（この場合は「子の死亡弔慰金」が該当します。）  
なお、双生児は出生2件として取り扱います。（三児は3件）

### 4. 子の就学祝金（小学校・中学校）（各10,000円）

入学における会員の子とは、原則として会員の実子で、かつ、「会員と同一生計にある子」をいいます。ただし、実子でなくても、加入者の養子、継子で、かつ同一生計にある（扶養している）場合は含みます。  
なお、就学年齢に達していても、諸々の事情で就学が遅れている場合は実際に就学したときをもって就学祝金を適用します。

### 5. 勤続祝金（各10,000円）

- (1) 会員が同一事業所で勤続年数が10年に達したとき。
  - (2) 会員が同一事業所で勤続年数が20年に達したとき。
  - (3) 会員が同一事業所で勤続年数が30年に達したとき。
- （※ただし、いずれもその時点で在会年数が5年以上であることが条件です。）

### 6. 退会慰労金（10,000円）

会員が同一事業所で在会5年を経過したのち、同事業所を定年退職（各事業所ごとに定める年齢）したときをいいます。  
なお、定年後、同一事業所で再任用又は再雇用により、共済に継続加入する場合は、定年齢を迎えた日又は同事業所退職日、どちらかのタイミングで請求可能です。

## 7. 傷病見舞金

傷病見舞金は、会員が傷病を原因として14日以上連続して休業した場合に給付されます。業務上、業務外を問わず、医師により傷病名を診断された場合を対象とします。傷病には、疾病や外傷をはじめ、うつ病などの精神疾患も該当となります。

なお、休業期間には、入院期間や自宅療養期間、土日祝日や会社の公休日なども含まれます。また、当共済会の傷病見舞金の一部は、提携している全労済協会から給付されています。

### ●休業日数（休業期間）と給付金額について

次のそれぞれの日数を連続して休業した場合、その休業日数に応じた金額が給付されます。

休業日数（休業期間）	給付金額
休業14日以上	10,000円
休業30日以上	15,000円
休業60日以上	20,000円
休業90日以上	25,000円
休業120日以上	30,000円

### ●傷病見舞金を給付できない場合（対象外となる場合）

以下の場合、傷病見舞金を給付することができませんので御注意ください。

- ① かもめ共済加入以前から休業している場合
- ② 本人の故意又は重大な過失により、傷害を受傷又は疾病を罹患した場合
- ③ 本人の犯罪行為により、傷害を受傷又は疾病を罹患した場合

### ●休業日数（休業期間）のカウント方法について

休業の原因となった傷病が、「因果関係が考えられる傷病（同一傷病を含む）」か、「全く因果関係のない傷病」かにより、休業日数のカウント方法が異なります。

「因果関係が考えられる傷病」とは、例えば、慢性肝炎⇒肝硬変⇒肝細胞癌のように、「傷病名は異なるものの医学的に直接的な因果関係が考えられる場合」や脳出血・心筋梗塞「いずれも高血圧症又は動脈硬化症が基礎疾患）のように「医学的に間接的な因果関係が考えられる場合」などが該当します。

一方、「全く因果関係のない傷病」とは、例えば、糖尿病と肺癌、骨折とインフルエンザなど医学的に全く因果関係が考えられない場合が該当します。

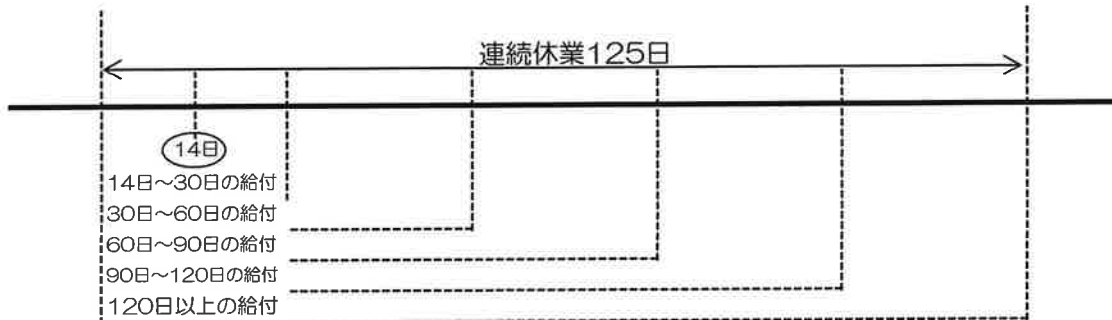
原則として、医師の診断書（傷病名がわかる書類）などをもとに、会員が主治医からどのような説明を受けているかにより判断することとなります。

## 《 因果関係が考えられる傷病（同一傷病を含む）のカウント方法 》

### A. 連続休業の場合

休業開始日から連続休業日数が何日に到達したかをカウントします。

120日を超えて休業している場合（例：365日間など）には、休業120日までが支払限度となります。



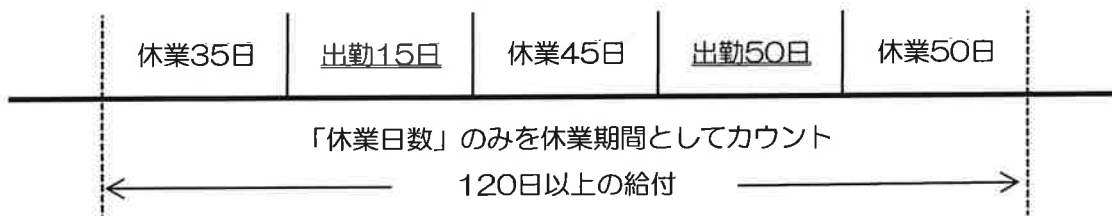
### B. 14日以上連続休業の後「10日以内の出勤」があり再休業した場合

出勤日数（10日以内）も含めて休業日数としてカウントします。



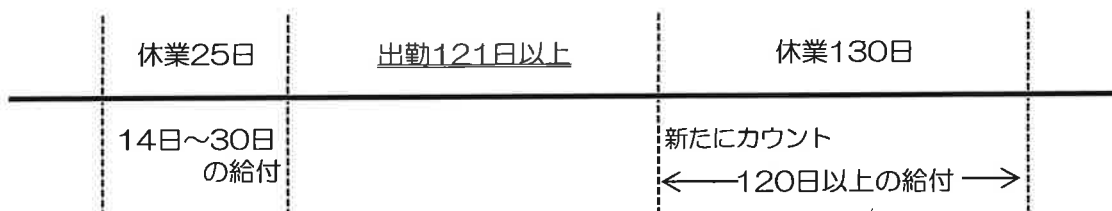
### C. 14日以上連続休業の後「11日～120日以内の出勤」があり、再休業した場合

出勤日数（11日以上）を除外して休業日数だけをカウントします。



### D. 14日以上連続休業の後「121日以上の出勤」があり、再休業した場合

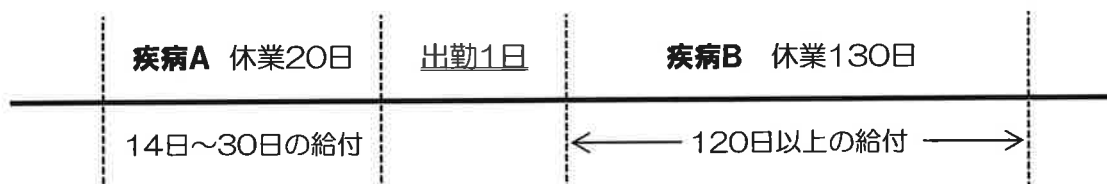
「全く因果関係のない傷病」と判断し、新たに休業日数をカウントします。



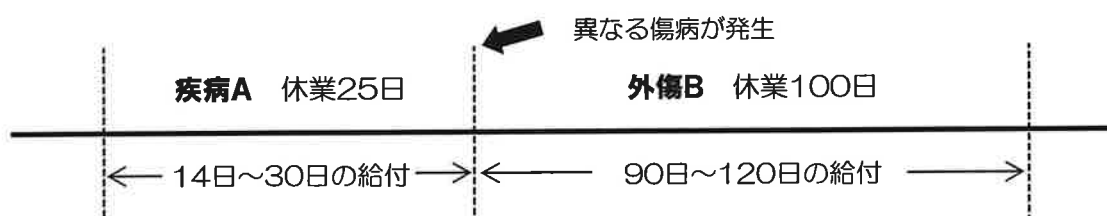
※いずれの場合においても「14日以上連続休業」が生じて、はじめて支払事由が発生します。

## 《 全く因果関係のない傷病（同一傷病でない）のカウント方法 》

A. 14日以上連続休業の後「1日以上の出勤」があり、異なる傷病により再休業した場合  
出勤日数に関わらず、異なる傷病それぞれの連続休業日数をカウントします。



B. 先行する連続休業の途中（あるいは翌日）から、異なる傷病により引き続き休業した場合  
先行する連続休業のカウントを打ち切り、異なる傷病それぞれの連続休業日数を新たにカウント  
します。



ただし、新たにカウントした結果、前後ともに休業日数不足（連続休業13日以下）により傷病  
見舞金の対象にならない場合は、前後の休業日数を通算することができます。

例）先行傷病の連続休業7日 + 後続傷病の連続休業9日 = 双方通算して16日とカウントすると、  
14日~30日の給付となります。

(別表)

## 小樽市勤労者共済会 給付金給付事業一覧

給付種目		給付金額	備考(必要書類)	
結婚祝金	会員が結婚したとき	20,000円	戸籍抄本(写)又は 住民票(写)※夫婦、世帯主及び世帯主 との続柄の記載があるもの	
銀婚祝金	結婚して25年に達したとき	10,000円	戸籍抄本(写)	
出生祝金	会員または会員の配偶者が出産したとき	10,000円	母子手帳(写)又は子の保険証(写)	
就学祝金	会員の子が小・中 学校に入学したとき	小学校	10,000円	
		中学校	10,000円	
勤続祝金	在会して5年以上の 会員が勤続して 右の期間を経過したとき	勤続10年	10,000円	
		勤続20年	10,000円	
		勤続30年	10,000円	
退会慰労金	在会して5年以上の会員が定年退職したとき	10,000円		
死亡弔慰金	会 員 本 人	交通事故による死亡 年齢に関係なく	1,050,000円	
		不慮の事故による死亡	550,000円	
		疾病による死亡	71歳未満	300,000円
			71歳以上	150,000円
	配偶者の死亡		40,000円	死亡届、死亡診断書、除籍抄本、 喪中ハガキ、新聞(おくやみ欄)、 香典返し(の会葬礼状など) ※すべて写し可
	子の死亡		20,000円	
	親の死亡		10,000円	
会員の同居親族が住宅災害により死亡したとき		20,000円	死亡診断書(写)	
住宅災害 見舞金	火災等により	会員の居住する 建物・家財が 損害を受けたとき	建物・家財の損害の程度に応じて 300,000円～60,000円	②
	自然災害により	会員の居住する 建物が 損害を受けたとき	建物の損害の程度に応じて 90,000円～9,000円	
	会員の居住する建物が床上浸水したとき		18,000円	
重度障害 後遺障害 見舞金	会員が交通事故、不慮の事故により 重度障害・後遺障害の状態となったとき		事由の発生原因及び 障害の程度に応じて 1,050,000円～22,000円の範囲	③
	会員が疾病により 重度障害の状態となったとき	71歳未満 71歳以上	300,000円 150,000円	
傷病見舞金	会員が傷病により 右の期間を休業したとき	休業14日以上	10,000円	1、診断書、入院手術証明書など 【病名がわかる書類】(写) 2、出勤簿、タイムカードなど 【休業期間がわかる書類】(写) 3、本人保障・本人財産保障保険金請求書 (全労済協会提出書類) ※以上、計3通が必要です。
		休業30日以上	15,000円	
		休業60日以上	20,000円	
		休業90日以上	25,000円	
		休業120日以上	30,000円	

※ ①～③の給付金請求の際は証明書類が必要となり、それを基に全労済協会が審査し、判断いたしますので、事由発生後は速やかに事務局に御連絡ください。(☎ 0134-32-4111 内線262)

※ 給付金は、事由発生日の翌日から、3年間の請求期間がございます。

※ 同一世帯に会員が2名以上いる場合は、それぞれの会員が請求いただけます。

※ 親の死亡弔慰金については、同居・別居に関わらず、養父母・継父母も請求いただけます。

## — 問 — 答 (2)

問1 結婚してから姓が変わりましたが、結婚祝金の請求は新姓旧姓どちらですか？

回答 旧姓で請求してください。

問2 結婚祝金、出生祝金の請求をするときは、同時に同居家族の手続きをするのですか？

回答 手続きの必要はありません。結婚及び出生祝金の請求により、自動的に婚姻日や、配偶者及び出生児の家族登録をします。

問3 夫婦とも会員の場合、給付金はそれぞれに支給されるのですか？

回答 夫婦それぞれからの請求により、両方に支給できます。

問4 問3の場合、「給付金請求書」は1枚でいいのでしょうか？

回答 「給付金請求書」や証明書類は、1給付1件の請求により、各1枚必要であり、夫婦それぞれ1枚、計2枚の請求書が必要です。

問5 双生児の場合、給付はどうなりますか？

回答 双生児の場合は2件として給付されます。(三児は3件)

問6 子が生まれてすぐ死亡した場合はどうなりますか？

回答 生後14日以内の死亡は、「子の死亡」としてのみ給付されます。14日を過ぎて死亡したときは、「子の出生」と「子の死亡」それぞれ給付されます。

問7 勤続祝金の請求は、10年、20年、30年それぞれの勤続年数を過ぎた後、いつでも請求できますか？

回答 勤続祝金は、勤続年数の節目の年のお祝いですので、それぞれの勤続年数を迎えられた日の翌日から3年以内に請求してください。

問8 事業所規定の定年齢を迎え、その後、同事業所に継続雇用（再雇用）となり、共済も継続して加入することになりました。この場合、退会慰労金を請求できるタイミングは、いつが正解なのでしょうか？

回答 ①定年齢に達した日

②定年齢に達し、継続雇用（再雇用）後、同事業所との雇用関係が完全に終了する日

①と②、どちらのタイミングでも請求可能です。

なお、②のタイミングで請求する場合、事務局から定年齢に達した日を確認する場合があります。

問9 会社役員であり、定年がありません。この場合、退会慰労金は受けられるのでしょうか？

回答 受けられます。問8の回答と同様、いずれかのタイミングで請求いただけます。

ただし、事業所が定める定年齢に達していること、在会5年以上であることを想定しています。

## 5. 福利厚生事業

### ● 事業の概要

会員相互の交流と親睦を図り、健康の増進や文化活動のお手伝いをするため、次の事業を実施しています。また、一部の事業には定員があります。

#### (1) 会員親睦交流事業

##### ◆小樽うまいもん助成事業

市内の飲食店を利用した際、代金の一部を助成します。事前申し込みが必要です。

##### ◆大抽選会事業

豪華景品が当たる抽選会です。事前申し込みが必要です。

#### (2) 各種助成金事業 ※各種助成金請求は、年度内1人1回です。

##### ① 健康診断・人間ドック・脳ドック助成 (会員及び登録家族)

会員本人及び登録家族が健診費用を負担した場合に、後日、助成金を支給します。ただし、市の検診や事業所単位での健康診断、また、健診及び検診において、保険適用、治療行為があった場合は無効となります。

助 成 額 会員本人 4,000円 / 登録家族 2,000円  
ただし、負担額が助成額未満の場合は、その金額。

請 求 方 法 所定の請求書に会員本人及び登録家族が負担した領収証(コピー可)を添付し、必要事項を記入の上、請求してください。

助 成 対 象 者 満35歳以上の会員本人及び登録家族(先着順)

##### ② インフルエンザ予防接種助成 (会員本人のみ)

小樽市内に限らず、医療機関でインフルエンザ予防接種を受けた際に、後日、助成金を支給します。

助 成 額 会員本人 1,000円

請 求 方 法 所定の請求書に会員本人が負担した領収証(コピー可)を添付し、必要事項を記入の上、請求してください。

助 成 対 象 者 15歳から65歳未満の会員本人(先着順)

##### ③ 文化鑑賞助成 (会員本人のみ)

小樽市内に限らず、会員が文化・スポーツ鑑賞等をした際に、助成金を支給します。

助 成 額 2,000円

ただし、利用額が2,000円未満の場合は、その金額。

請 求 方 法 所定の請求書にチケットの半券又は領収証(コピー可)を添付し、必要事項を記入の上、請求してください。会員本人以外の記名チケットは無効となります。

④ スポーツ助成（会員本人のみ）

小樽市内に限らず、ゴルフやスキーなどが出来る施設においてスポーツを楽しんだ際に、助成金を支給します。

助 成 額 2,000円

ただし、利用額が2,000円未満の場合は、その金額。

請 求 方 法 所定の請求書に領収証（コピー可）を添付し、必要事項を記入し、請求してください。

⑤ 旅行助成（会員本人のみ）

会員個人が、勤労者共済会会員事業所であるDCTツーリスト(株)が企画する旅行に参加又は航空券等を購入した際に、助成金を支給します。

助 成 額 3,000円

請 求 方 法 所定の請求書に領収証（コピー可）を添付し、必要事項を記入し、請求してください。

⑥ 受講助成（会員本人のみ）

会員が生活講座（小樽市勤労女性センター主催）、やんぐすくーる・ほーむ時間（小樽市勤労青少年ホーム主催）等、これらに限らず、各種講座や教室を受講した際に、受講費用（受講料及び教材費）を助成します。

助 成 額 2,000円

ただし、受講費用が2,000円未満の場合は、その金額。

請 求 方 法 所定の請求書の裏面に受講料の領収証（コピー可）を添付し、必要事項を記入し、請求してください。

◆生活講座とは…

毎年、春と秋に開催している小樽市勤労女性センター主催の講座です。

詳細は、小樽市勤労女性センターのホームページを御覧ください。

◆やんぐすくーるとは…

毎年、時期未定で数回開催している小樽市勤労青少年ホーム主催の講座です。

詳細は、小樽市勤労青少年ホームのホームページを御覧ください。

※その他※

- ・添付書類がオンラインチケット等の場合、スクリーンショットや代金のわかるメール画面等を添付してください。
- ・助成金につきましては、予算に限りがございますので、予算が無くなった時点で請求受付を締め切る場合があります。助成金受付状況は、随時、お知らせいたします。

### (3) 施設利用助成券

『施設利用助成券』により、下記の施設が会員特別料金にて利用できます。  
年1回、会員1人につき2枚配付します。追加加入の会員には、入会時に配付します。  
原則、再発行はいたしません。紛失等の場合、事務局に御相談ください。

#### 《通年営業施設》

- イオンシネマ小樽
- おたる水族館
- 小樽運河クルーズ

#### 《日帰り温泉施設（通年）》

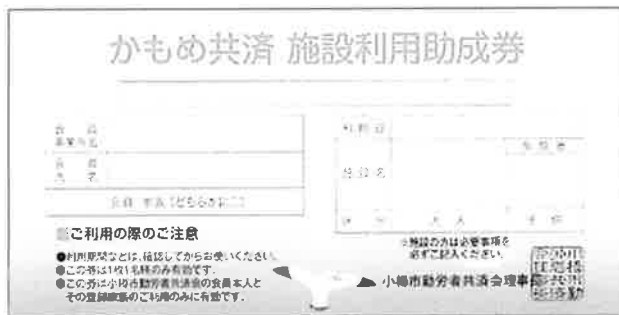
- 小樽温泉オスパ
- 小樽朝里クラッセホテル
- ホテル武蔵亭
- 小樽天然温泉湯の花（手宮殿・朝里殿）

#### 《夏期営業施設》

- おたる自然の村
- 小樽天狗山ロープウェイ
- ニセコアンヌプリゴンドラ
- 小樽観光船あおばと
- 遊覧屋形船かいよう

#### 《冬期営業施設》 ※スキーリフト券

- 朝里川温泉スキー場
- ニセコアンヌプリ国際スキー場
- スノークルーズオーズ
- キロロスノーワールド
- 小樽天狗山スキー場



### (4) 小樽市勤労者共済会会員証提示による割引

#### ◆小樽バイン【北海道中央バス㈱】

会員証提示により、会員及び家族、同伴者を含むそのグループ全員に対し、飲食代金から5%割引になります。

#### ◆忠類ナウマン象記念館入館料割引【(一財)とかち勤労者共済センター】

会員証提示により、入館料が割引になります。

(一財)とかち勤労者共済センターの提案により、共通事業に参加しています。

※給付事業及び認定基準につきましては、全労済協会が発行する自治体提携慶弔共済保  
険『保険請求の手引き』から一部抜粋し、小樽市勤労者共済会事務局が作成しています。  
※御不明な点、お気づきの点等ございましたら、事務局までお問い合わせください。

小樽市勤労者共済会(かもめ共済)事務局

〒047-8660 小樽市花園 2-12-1(小樽市産業港湾部商業労政課内)

☎(0134)32-4111 内線 262 / ☎(0134)33-7432

✉kamome-k@city.otaru.lg.jp

